

基準条例等

- ・「区条例」＝新宿区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年 3 月 22 日 条例 15 号）
- ・「地域密着の算定に関する基準 留意事項」＝「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（抄）（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号老振発第 0331005 号老老発第 0331018 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）
- ・「平 27 厚労告 95」＝平成 27 年 3 月 23 日厚生労働省告示第 95 号「厚生労働大臣が定める基準」